



保医発0420第2号
平成24年4月20日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年3月22日に提出すべき、平成24年2月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成24年5月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
医療法人 いずみ会 阪堺病院 (大阪府 堺市 堺区大浜北町1丁8番8号)	平成24年5月1日から 平成24年5月31日まで
なめがた地域総合病院 (茨城県 行方市 井上藤井98-8)	
湘南泉病院 (神奈川県横浜市泉区新橋町1784番地)	
福井厚生病院 (福井県 福井市 下六条町201番地)	
今給黎総合病院 (鹿児島県 鹿児島市 下竜尾町4番16号)	
社会医療法人社団 至誠会 木村病院 (福岡県 福岡市 博多区千代2丁目13番19号)	

病 院 名	適 用 期 間
宮崎大学医学部附属病院 (宮崎県 宮崎市 清武町木原5200)	平成24年5月1日から 平成24年5月31日まで
国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院 (大阪府 枚方市 藤阪東町1-2-1)	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会大牟田病院 (福岡県 大牟田市 田隈810)	